

茨城県報

号外第65号

平成2年4月9日

月曜日

目 次

告 示

●道路の区域変更(14件)(道路維持課).....	1	ページ
●道路の供用開始(4件)().....	12	

告 示

茨城県告示第542号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

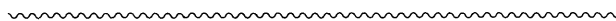
その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手筑波線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡伊奈町大字狸穴字俣窪 835番5地先から	旧	メートル 最大 19.75	メートル 2,460.0	
		最小 19.75		
つくば市大字境松字上原 615番1地先まで	新	最大 57.0	2,460.0	現道拡幅による区域変更
		最小 19.75		



茨城県告示第543号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下入野水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市元吉田町字宿2191番1 地先から	旧	メートル 最大 19.4 最小 4.5	メートル 1110.0	
水戸市元吉田町字塩海道 864番地先まで	新	最大 19.4 最小 4.5 最大 30.0 最小 25.0	1110.0 930.0	バイパス新設による 区域変更

茨城県告示第544号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城岩間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩間町大字泉 2192番2から 西茨城郡岩間町大字下郷字芝山 4439番53まで	旧	メートル 最大 16.2 最小 4.5	メートル 1,384.0	
西茨城郡岩間町大字泉 2192番2から 西茨城郡岩間町大字下郷字芝山 4439番53まで	新	最大 16.2 最小 4.5	1,384.0	バイパス新設による 区域変更

西茨城郡岩間町大字泉 2192番2から 西茨城郡岩間町大字泉字巴川 2382番1まで	最大	35.0	1,000.0
	最小	17.0	

茨城県告示第545号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手筑波線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡伊奈町大字山王新田字 山王新田耕地1469番地先から	旧	メートル 最大 13.8	メートル 131.0	
		最小 10.0		
筑波郡伊奈町大字山王新田字 山王新田耕地1611番地先まで	新	最大 13.8	131.0	迂回路設置による区 域変更
		最小 10.0		
		最大 15.0	136.0	
		最小 13.0		

茨城県告示第546号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鹿田玉造線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡小川町大字下吉影 字寺田 838 番 2 から	旧	メートル 最大 13.0	メートル 1,041.0	
		最小 3.6		
鹿島郡鉾田町大字青柳23番まで	新	最大 13.0 最小 3.6	1,041.0	バイパス新設による 区域変更
		最大 21.0 最小 11.0	1,004.0	

茨城県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市小松三丁目514番3地先から	旧	メートル 最大 19.2	メートル 1,740.0	
		最小 6.2		
土浦市小岩田一丁目1094番9 地先まで	新	最大 19.2 最小 6.2	1,740.0	現場拡幅及びバイパス新設による区域変更
		最大 52.0 最小 26.5	1,753.0	

茨城県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道

2 路 線 名 土浦野田線

3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
岩井市大字神田山字堀ノ内 1708番23から	旧	メートル 最大 22.5 最小 10.0	メートル 320.0	
岩井市大字神田山字土手外 3835番2まで	新	最大 22.5 最小 10.0 最大 22.5 最小 10.0	320.0 334.0	橋梁架替による区域 変更

茨城県告示第549号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道 路 の 種 類 県 道

2 路 線 名 石岡筑波線

3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡八郷町大字半田字半田 2316番地先から	旧	メートル 最大 9.6 最小 5.0	メートル 1,940.0	
新治郡八郷町大字月岡字入谷 61番1地先まで	新	最大 9.6 最小 5.0 最大 57.7 最小 12.4	1,940.0 1,525.0	バイパス新設による 区域変更

茨城県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西小埜真岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城県岩瀬町大字西小埜字 金越1781番1地先から	旧	メートル 最大 12.9	メートル 2,730.0	
		最小 5.5		
西茨城県岩瀬町大字南飯田字 篠沢前1079番1地先まで	新	最大 12.9	2,730.0	現道拡幅及びバイパス新設による区域変更
		最小 5.5		
		最大 35.2	2,710.5	
		最小 9.5		

茨城県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹内 藤 男

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
一般国道 125号	つくば市大字小田字諏訪下 4513番1地先から	旧	メートル 最大 26.7	メートル 2,278.2	交通安全施設工事による区域変更
			最小 11.7		
つくば市大字北条字池ノ下 1601番地先まで	新	最大 29.4	2,278.2		
		最小 13.5			

一般国道 355号	新治郡玉里村大字田木谷字鳥下 261番1地先から	旧	最大 38.0 最小 8.8	1,999.0	交通安全施設工 事による区域変 更
	新治郡玉里村大字栗又四ヶ字 大塚1517番1地先まで	新	最大 38.0 最小 10.0	1,999.0	
県道牛久 守谷線	筑波郡伊奈町大字野堀 304番1地先から	旧	最大 20.6 最小 7.0	1,220.0	現道拡幅による 区域変更
	筑波郡伊奈町大字野堀字原山 476番16地先まで	新	最大 22.8 最小 11.8	1,220.0	
県道石岡 土浦線	石岡市大字高浜1325番1地先から	旧	最大 16.0 最小 9.5	493.0	交通安全施設工 事による区域変 更
	石岡市大字三村7040番2地先まで	新	最大 16.0 最小 9.5	493.0	
県道館野 荒川沖 停車場線	つくば市大字赤塚字二本松 448番1地先から	旧	最大 10.2 最小 7.4	745.0	現場拡幅による 区域変更
	つくば市大字赤塚 408番5地先まで	新	最大 12.2 最小 9.4	745.0	
県道水海 取手線	筑波郡谷和原村大字下長沼字西 738番地先から	旧	最大 8.4 最小 8.0	1,580.5	交通安全施設工 事による区域変 更
	筑波郡谷和原村大字西丸山字 下前田耕地171番3地先まで	新	最大 14.3 最小 10.0	1,580.5	
県道西小 高岡線	新治郡八郷町大字山崎 3059番1地先から	旧	最大 8.6 最小 5.2	800.0	現場拡幅による 区域変更
	石岡市大字石岡 14091番1地先まで	新	最大 11.2 最小 8.7	800.0	
県道月岡 真壁線	新治郡八郷町大字小幡字駒ヶ石 2049番8地先から	旧	最大 12.8 最小 5.8	1,000.0	同 上
	新治郡八郷町大字小幡字真壁道 2090番1地先まで	新	最大 17.8 最小 9.4	1,000.0	
県道石崎 上稲吉線	土浦市菅谷字前原 1273番1地先から	旧	最大 12.0 最小 5.0	2,400.0	同 上
	土浦市白鳥町字西裏 1106番34地先まで	新	最大 17.2 最小 13.0	2,400.0	

県道小張小絹線	筑波郡谷和原村大字小絹字向原 171番2地先から	旧	最大 7.4 最小 6.0	530.0	現場拡幅による 区域変更
	筑波郡谷和原村大字杉下字杉下 703番地先まで	新	最大 29.0 最小 10.0	530.0	
県道小絹小山西菅生車場線	筑波郡谷和原村大字小絹字東上宿 699番1地先から	旧	最大 38.0 最小 8.0	110.0	同 上
	筑波郡谷和原村大字小絹字東上宿 698番2地先まで	新	最大 38.0 最小 16.0	110.0	

~~~~~

### 茨城県告示第552号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 路線名       | 区 間                         | 新旧の別 | 敷地の幅員                    | 延 長           | 摘 要             |
|-----------|-----------------------------|------|--------------------------|---------------|-----------------|
| 県道結城野田線   | 結城市大字北南茂呂字並木東<br>259番2地先から  | 旧    | メートル<br>最大 8.0<br>最小 6.5 | メートル<br>805.0 | 現道拡幅による<br>区域変更 |
|           | 結城市大字北南茂呂字街道東<br>106番1地先まで  | 新    | 最大 13.0<br>最小 10.0       | 805.0         |                 |
| 県道矢畑横倉新田線 | 結城市大字上山川<br>4974番1地先から      | 旧    | 最大 6.0<br>最小 4.2         | 358.4         | 同 上             |
|           | 結城市大字上成169番1地先まで            | 新    | 最大 17.8<br>最小 11.0       | 358.4         |                 |
| 県道横塚真壁線   | 真壁郡真壁町大字東矢貝字古館<br>617番1地先から | 旧    | 最大 11.5<br>最小 4.0        | 720.0         | 同 上             |
|           | 真壁郡真壁町大字東矢貝字星の宮<br>765地先まで  | 新    | 最大 22.0<br>最小 10.0       | 720.0         |                 |



|                         |                               |   |                    |         |                         |
|-------------------------|-------------------------------|---|--------------------|---------|-------------------------|
| 県道<br>横倉新田線<br>矢畑       | 結城市大字上山川<br>281番2地先から         | 旧 | 最大 9.0<br>最小 6.5   | 1,110.5 | 現道拡幅による<br>区域変更         |
|                         | 結城市大字上山川字大久保<br>5823番4地先まで    | 新 | 最大 19.0<br>最小 11.0 | 1,110.5 |                         |
| 県道<br>石岡下館線<br>石岡       | 下館市大字茂田字畑屋敷<br>1687番8地先から     | 旧 | 最大 24.0<br>最小 19.0 | 264.5   | 同 上                     |
|                         | 下館市大字茂田字畑屋敷<br>1721番5地先まで     | 新 | 最大 28.0<br>最小 24.0 | 264.5   |                         |
| 県道<br>真岡明野線<br>真岡       | 真壁郡協和町大字門井字中宿<br>42番1地先から     | 旧 | 最大 16.1<br>最小 7.5  | 1,322.6 | 交通安全施設工<br>事による区域変<br>更 |
|                         | 真壁郡協和町大字三郷字徳永前<br>801番1地先まで   | 新 | 最大 16.1<br>最小 9.0  | 1,322.6 |                         |
| 県道<br>結城野田線<br>結城       | 結城市大字上成字東浦<br>363番地先から        | 旧 | 最大 8.0<br>最小 7.6   | 920.0   | 同 上                     |
|                         | 結城市大字田間字上<br>1516番地先まで        | 新 | 最大 10.0<br>最小 9.0  | 920.0   |                         |
| 県道<br>結城野田線<br>結城       | 結城市大字江川新宿字中篠<br>1289番1地先から    | 旧 | 最大 10.0<br>最小 7.5  | 1,087.8 | 同 上                     |
|                         | 結城市大字北南茂呂字並木東<br>321番2地先まで    | 新 | 最大 11.0<br>最小 8.5  | 1,087.8 |                         |
| 県道<br>東山田<br>岩瀬線<br>東山田 | 真壁郡大和村大字高森字西郷<br>744番1地先から    | 旧 | 最大 15.0<br>最小 6.0  | 676.0   | 同 上                     |
|                         | 西茨城郡岩瀬町大字中泉字<br>星の宮 333番1地先まで | 新 | 最大 20.0<br>最小 9.5  | 676.0   |                         |
| 県道<br>小山結城線<br>小山       | 結城市大字小田林字関口<br>2285番1地先から     | 旧 | 最大 9.5<br>最小 8.0   | 1,000.0 | 同 上                     |
|                         | 結城市大字結城字長塚<br>10691番5地先まで     | 新 | 最大 11.5<br>最小 8.5  | 1,000.0 |                         |
| 県道<br>結城石橋線<br>結城       | 結城市大字結城字神明町<br>1772番2地先から     | 旧 | 最大 10.5<br>最小 6.0  | 41.0    | 同 上                     |
|                         | 結城市大字結城字砂窪<br>11943番1地先まで     | 新 | 最大 11.0<br>最小 10.0 | 41.0    |                         |

## 茨城県告示第553号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 路線名      | 区 間                          | 新旧<br>の別 | 敷地の幅員                    | 延 長           | 摘 要             |
|----------|------------------------------|----------|--------------------------|---------------|-----------------|
| 県道谷田部明野線 | 真壁郡明野町大字寺上野字下割<br>2534番1地先から | 旧        | メートル<br>最大 8.0<br>最小 6.0 | メートル<br>761.5 | 現道拡幅による<br>区域変更 |
|          | 真壁郡明野町大字寺上野字東中割<br>950番地先まで  | 新        | 最大 21.5<br>最小 17.5       | 761.5         |                 |
| 県道結城野田線  | 結城市大字結城字繁昌塚<br>9233番1地先から    | 旧        | 最大 14.0<br>最小 7.0        | 1,408.8       | 同 上             |
|          | 結城市大字結城字高礼前<br>260番2地先まで     | 新        | 最大 14.0<br>最小 9.0        | 1,408.8       |                 |
| 県道明野間々田線 | 結城市大字上山川 104番10地先<br>から      | 旧        | 最大 8.0<br>最小 4.5         | 800.0         | 同 上             |
|          | 結城市大字大木字柵の谷<br>937番地先まで      | 新        | 最大 12.0<br>最小 7.5        | 800.0         |                 |

## 茨城県告示第554号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸鉾田佐原線

3 道路の区域

| 区 間                                                                                                               | 旧新<br>の別 | 敷地の幅員              | 延 長             | 摘 要                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------|-----------------|-------------------------|
| 東茨城郡大洗町大字磯浜字<br>石荒1692-2から<br>東茨城郡大洗町大字大貫字<br>前原1212-13まで<br>東茨城郡大洗町大字磯浜字<br>永町1702から<br>東茨城郡大洗町大字大貫字<br>前原1212まで | 旧        | メートル<br>最大 11.2    | メートル<br>2,796.0 |                         |
|                                                                                                                   |          | 最小 4.5             |                 |                         |
|                                                                                                                   |          | 最大 43.7            | 5,835.0         |                         |
|                                                                                                                   |          | 最小 13.8            |                 |                         |
| 東茨城郡大洗町大字磯浜字<br>永町1702から<br>東茨城郡大洗町大字大貫字<br>前原1212まで                                                              | 新        | 最大 43.7<br>最小 13.8 | 5,835.0         | バイパス工事完了した<br>ので旧道移管のため |

茨城県告示第555号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大洗公園線
- 3 道路の区域

| 区 間                                         | 旧新<br>の別 | 敷地の幅員             | 延 長             | 摘 要                   |
|---------------------------------------------|----------|-------------------|-----------------|-----------------------|
| 東茨城郡大洗町磯浜字<br>寺町929-3から<br>東茨城郡大洗町字祝町8120まで | 旧        | メートル<br>最大 40.3   | メートル<br>4,080.0 |                       |
|                                             |          | 最小 6.0            |                 |                       |
| 東茨城郡大洗町磯浜字旭町4から<br>東茨城郡大洗町磯浜字<br>祝町8120まで   | 新        | 最大 40.3<br>最小 8.0 | 2,415.0         | 起点より旧道移管<br>L=1,665.0 |

**茨城県告示第556号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 取手筑波線
- 2 供用開始の区間 筑波郡伊奈町大字狸穴字俣窪835番5地先から  
つくば市大字境松字上原615番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成2年4月10日

**茨城県告示第557号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 取手筑波線
- 2 供用開始の区間 筑波郡伊奈町大字山王新田字山王新田耕地1469番地先から  
筑波郡伊奈町大字山王新田字山王新田耕地1611番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成2年4月9日

**茨城県告示第558号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 路 線 名     | 供 用 開 始 の 区 間                                             | 供用開始の期日  |
|-----------|-----------------------------------------------------------|----------|
| 一般国道 125号 | つくば市大字小田字諏訪下4513番1地先から<br>つくば市大字北条字池ノ下1601番地先まで           | 平成2年4月9日 |
| 一般国道 355号 | 新治郡玉里村大字田木谷字鳥下261番1地先から<br>新治郡玉里村大字栗又四ヶ字大塚<br>1517番1地先まで  | 同 上      |
| 県道石岡田伏土浦線 | 石岡市大字高浜1325番1地先から<br>石岡市大字三村7040番2地先まで                    | 同 上      |
| 県道水海道取手線  | 筑波郡谷和原村大字下長沼字西738番地先から<br>筑波郡谷和原村大字西丸山字下前田耕地<br>171番3地先まで | 同 上      |
| 県道西小墾石岡線  | 新治郡八郷町大字山崎3059番1地先から<br>石岡市大字石岡14091番1地先まで                | 同 上      |
| 県道月岡真壁線   | 新治郡八郷町大字小幡字駒ヶ石2049番8地先から<br>新治郡八郷町大字小幡字岩谷久保<br>2068番9地先まで | 同 上      |
| 県道月岡真壁線   | 新治郡八郷町大字小幡字真壁道2095番3地先から<br>新治郡八郷町大字小幡字真壁道2090番1地先まで      | 同 上      |
| 県道戸崎上稲吉線  | 土浦市菅谷町字後砂1323番17地先から<br>土浦市白鳥町字八町分1103番14地先まで             | 同 上      |

~~~~~

茨城県告示第559号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成2年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道真岡協和明野線	真壁郡協和町大字門井字中宿42番1地先から 真壁郡協和町大字門井字谷島1989番5地先まで	平成2年4月9日
県道東山田岩瀬線	真壁郡大和村大字高森字西郷744番1地先から 西茨城郡岩瀬町大字中泉字星ノ宮333番1地先まで	同 上
県道結城石橋線	結城市大字結城字神明町1772番2地先から 結城市大字結城字砂窪11943番1地先まで	同 上



毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)